

第3回佐久平ハーフマラソン警備関連業務
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 第3回佐久平ハーフマラソン警備関連業務について、業務の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、第3回佐久平ハーフマラソン警備関連業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領等の承認に関する事
- (2) 優秀提案者の決定に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(組織)

第3条 審査委員会は、佐久平ハーフマラソン実行委員会のうち次に掲げる団体の所属役員および職員により委員6名で組織する。

- (1) 特定非営利活動法人佐久市スポーツ協会
- (2) 佐久陸上競技協会
- (3) 佐久交通安全協会
- (4) 川西交通安全協会
- (5) 長野県佐久建設事務所佐久北部事務所
- (6) 佐久市教育委員会社会教育部

2 委員は、佐久平ハーフマラソン実行委員会 総会において審議し、選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から企画提案の審査及び評価の終了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。
- 4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(委員の代理出席)

第7条 やむを得ない事由により審査委員会に出席できない委員は、当該団体に所属する者を代理人として出席し、その職務を行わせることができる。

2 前項の場合における第6条第2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(責務)

第9条 委員は、プロポーザルの参加者に対して援助を行ってはならない。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、佐久平ハーフマラソン実行委員会事務局（佐久市教育委員会社会教育部スポーツ課内）において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和7年2月6日から施行する。